

令和6年12月吉日

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

破産管財人等特殊口座開設手数料新設のお知らせ

平素より、東京ベイ信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、令和7年2月3日（月）から破産管財人等が手続きのために開設する破産管財人等特殊口座について、事務負担等を考慮し口座開設手数料を新設いたします。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、お近くの東京ベイ信用金庫の店舗にお気軽にお問合せ下さい。

記

1. 新設日：令和7年2月3日（月）
2. 対象となる口座：破産管財人等名義で新規に開設する口座
※対象口座の名義は、破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、不在者財産管理人、遺言執行者、遺産整理受任者です。
3. 手数料内容：口座開設1件あたり16,500円（税込）

以上

